

現役消費生活相談員が伝える!!

H29.3.31 改訂の
学習指導要領にも対応!

家庭科、社会科で
消費者教育に関係する
内容が充実します!

オンライン形式も
選べます!

消費生活 出前講座

内容

- **消費者トラブルから身を守ろう!**
最新のトラブル事例を学びます。
- **消費者って誰のこと?**
買い物の仕組み、契約の基礎知識を学びます。
- **身近な物の選び方を工夫しよう!**
お金の使い方、商品の選び方を学びます。
- **安全にインターネットを使おう!**
インターネットとの上手な付き合い方を学びます。

～ 講座開催までの流れ ～

申込み FAXまたは
メールで!

日程調整 開催日
を調整

内容打合せ 希望を伺い
内容を決定

開催



東三河広域連合
消費生活センター
公式キャラクター
「こいぎくん」

日時

平日の10時～15時

会場

教室、体育館、オンライン形式など

所要時間

30分～90分（調整可能）

対象

東三河8市町村の小学校

その他

学年・クラスを変えて何回でも
お申込みできます。無料!

東三河広域連合 消費生活課って?

「東三河はひとつ」を合言葉に東三河8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）で平成27年度に設立し、介護保険や消費生活相談など様々な広域的な課題に取り組んでいます。

その中で、消費生活課では、商品やサービスに関する苦情や契約に関するトラブル、架空請求などの消費生活全般について、国家資格取得者である消費生活相談員が相談に応じています。また、相談から得られる最新の情報をもとに消費生活出前講座を開催し、消費者トラブルの未然防止に努めています。



お申込みは1か月前までにFaxまたはメールで!

☎ 0532-26-9078

受付 平日 8:30～17:15

Fax 0532-56-0123

✉ shohiseikatsu@union.higashimikawa.lg.jp

東三河広域連合 消費生活課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地（豊橋市役所安全生活課内）